

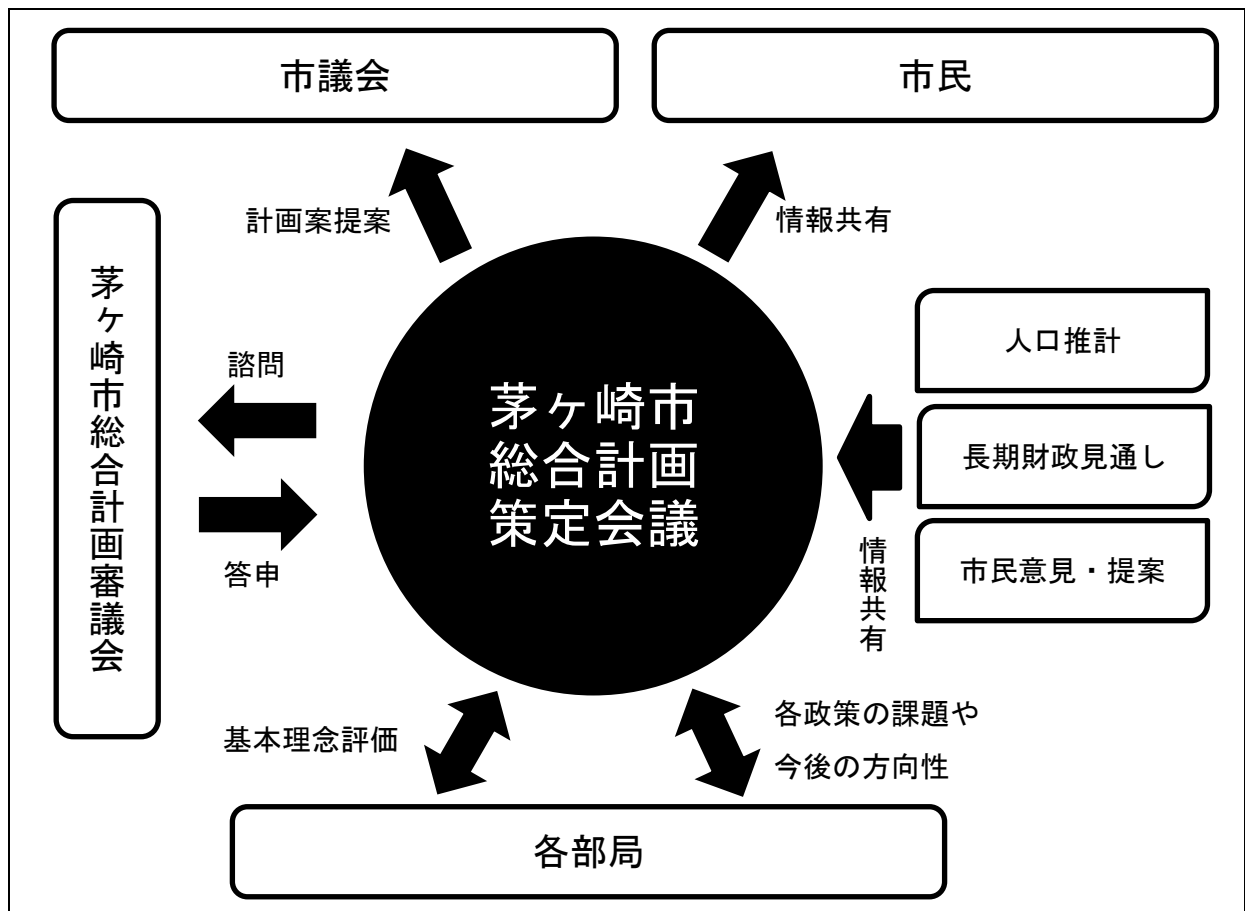
茅ヶ崎市総合計画策定会議について

1 設置目的

茅ヶ崎市自治基本条例（平成21年茅ヶ崎市条例第35号）第18条第1項の規定に基づき政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画（以下「総合計画」という。）を審議し、又は協議すること。（平成32年度までの時限設置）

2 会議の役割

- ①現総合計画の総括のために実施する基本理念評価の実施方法を審議
- ②市民参加による意見・提案、長期財政見通し、総合計画審議会答申などの情報共有
- ③各政策（部局）の課題や今後の方向性を集約し、総合調整の実施
- ④総合計画骨子案（総合計画審議会への諮問前）・計画素案（パブリックコメント前）・計画案（市議会提案前）の審議



3 会議の構成

(1) 策定会議

○ 所掌事項

- ①総合計画の策定に関する事項について審議すること。
- ②市民参加による意見・提案や長期財政見通しといった総合計画の策定に必要な情報について報告を受け、協議すること。

○ 組織

市長、副市長、教育長、全部局長

○ 会議等

- ・市長が招集し、企画部所管副市長が議長となる。
- ・政策会議・政策調整会議を兼ねるものとする。
- ・会議資料及び会議結果概要は、市ホームページや市政情報コーナーで公表し、市民との情報共有を図る。

(2) 幹事会

○ 所掌事項

- ①総合計画の策定に関する事項について策定会議へ付議前に検討すること。
- ②市民参加による意見・提案や長期財政見通しといった総合計画の策定に必要な情報について報告を受け、協議すること。

○ 組織

各部局庶務担当課長（企画経営課長を幹事長とする。）

○ 会議等

- ・幹事長が招集し、議長となる。

(3) 作業部会

○ 所掌事項

総合計画の策定に係る調査研究及び企画立案に関すること。

○ 組織

職員のうちから所属長の推薦する者（公募又は推薦）

○ 会議等

- ・計画骨子等を検討する。
- ・部会等を設置し、分野またはテーマごとに議論する。
- ・市民とのワークショップ等に参加する。

茅ヶ崎市総合計画策定会議設置要綱

(設置)

第1条 茅ヶ崎市自治基本条例（平成21年茅ヶ崎市条例第35号）第18条第1項の規定に基づく政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画（以下「総合計画」という。）を審議し、又は協議するため、茅ヶ崎市総合計画策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 総合計画の策定に関する事項について審議すること。
- (2) 総合計画の策定に係る次に掲げる事項について報告を受け、これを協議すること。
 - ア 市民参加により提出された意見、提案等
 - イ 長期的な財政見通し
 - ウ その他総合計画の策定に必要な情報

(組織)

第3条 策定会議は、会長、副会長及び会員をもって組織する。

- 2 会長は市長を、副会長は副市長をもって充てる。
- 3 会員は別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長の職務)

第4条 会長は、策定会議を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 策定会議の会議は、会長が招集し、企画部に属する事務を担当する副市長がその議長となる。

- 2 会長は、会員が会議に欠席する場合には、当該会員の代理者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第6条 策定会議に、幹事会を置く。

- 2 幹事会の所掌事項は次のとおりとする。
 - (1) 第2条第1号に掲げる事項について、策定会議への付議前に検討すること。

(2) 第2条第2号に掲げる事項

3 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。

4 幹事長には企画部企画経営課長を、幹事には別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

5 幹事長は、会務を総括し、必要に応じて幹事会の会議を招集し、その議長となる。

(作業部会)

第7条 策定会議に、作業部会を置く。

2 作業部会の所掌事項は、総合計画の策定に係る調査研究及び企画立案に関することとする。

3 部会員には、職員のうちから、所属長の推薦する者をもって充てる。

(意見等の聴取)

第8条 会長及び幹事長は、会議の運営上必要があると認めるときは、会員及び幹事以外の関係職員に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 会議、幹事会及び作業部会の庶務は、企画部企画経営課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議、幹事会及び作業部会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月16日から施行する。

2 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1 (第3条関係)

教育長 総務部長 企画部長 財務部長 市民安全部長 経済部長 文化生涯学習部長
福祉部長 こども育成部長 環境部長 都市部長 建設部長 下水道河川部長 保健所
長 保健所副所長 病院長 病院事務局長 消防長 会計管理者 議会事務局長 教育
委員会事務局教育総務部長 教育委員会事務局教育推進部長 教育委員会事務局教育指
導担当部長 選挙管理委員会事務局長 監査事務局長

別表第2 (第6条関係)

総務部行政総務課長 財務部財政課長 市民安全部防災対策課長 経済部産業振興課長
文化生涯学習部文化生涯学習課長 福祉部福祉政策課長 こども育成部子育て支援課長
環境部環境政策課長 都市部都市計画課長 建設部建設総務課長 下水道河川部下水道
河川総務課長 保健所保健企画課長 病院事務局病院総務課長 消防本部消防総務課長
議会事務局次長 教育委員会事務局教育総務部教育総務課長 教育委員会事務局教育推
進部教育政策課長 選挙管理委員会事務局次長 監査事務局次長 農業委員会事務局次長